

平成24年7月24日

集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の
検証及び再発防止に関する検討会
座長 永井良三様

全国予防接種被害者の会
理事 野口友康

日頃は、検討会におきましたて、大変お世話になっております。
さて、平成24年7月20日付け「申入書について」及び平成24年7月3日
付け「申入書」を拝見いたしました。両方の内容を拝見致しますと、決定のプロセスに関して相互の認識の違いがあったことは否めません。また、私自身も第3回において、詳細な詰めが行われると誤認しておりました。座長におかれましては、とりまとめに多大なご尽力を頂きましたことは、深く感謝・理解しております。しかしながら、被害当事者である原告・また弁護側の今回の主張が過剰で常識を逸脱したものとは思えません。この状況をこのままにすることこそが大きな禍根（原告・弁護側の申入書に「大きな禍根」の記載あり）の原因となり、議論初期段階での禍根自体が、今後の大変な議事進行に影響を及ぼす（例えば、今後はとりまとめを一任しないなど）ことになるのではないかと危惧しております。したがって以下の点を提案させて頂きます。

議論のプロセスについて：

1. 次回の検討会冒頭において、今後の円滑な議事進行のために本件について話す時間を設ける。原告・弁護の3構成員は、申入書に関して、発言を行い。事の経緯議論し、議事録に残す。また、「とりまとめ」ということばに関して正確な定義をする。「とりまとめ」とは、案のとりまとめのみか、それとも案の内容も含むのか、または、案の承認も一任した事も含まれるのか。これは、同じ問題の再発を防ぐためである。
2. 大事な決議に関しては、賛成・反対の挙手を求める。これは、賛成・反対を可視化するめである。
3. 今後、予定されていた検討委員会を開催しない場合は、（日程の変更および災害などの緊急時を除く）事前に構成員全員の決議を取る。基本は、全会一致とするが、全会一致しない場合、検討会を開催する。これは、時間を理由に議論の打ち切りを防ぐためである。

早急に対応すべき項目に関して：

○ B型肝炎ワクチンについては、ワクチン効果の持続性等のエビデンスを速やかに集める。以下の「」内の文章は削除を求める、「予防接種部会の提言を踏まえ、定期接種化を促進すべきである。その際には、定期接種の実施主体である市町村等と十分に調整すべきである。」

理由： 予防接種部会に参加していないため、本議論について承知していない。また、現在再発防止案を検討している段階において定期接種化を促進することはできないため。

本件が、諸般の事情で、取り上げられない場合、次回会議の冒頭において、上記の発言をさせて頂き、議事録に残して頂きます。

以上